



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

\*103 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
(都市政策課)

### ○ 告示

1349 一般競争入札による落札者の決定 (総合防災課)

1350 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)

1351 " ( " )

1352 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定  
(長寿社会推進課)

1353 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定  
( " )

1354 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した  
意見の概要 (商工振興課)

1355 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取し  
た意見の概要 ( " )

1356 和歌山海区における区画漁業の免許の内容たるべ  
き事項及び申請期間等 (資源管理課)

1357 和歌山県漁業調整規則による聴聞 ( " )

1358 道路の区域変更 (道路保全課)

1359 新道路の供用開始等 ( " )

### ○ 公安委員会告示

79 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

### ○ 収用委員会告示

5 土地収用法による裁決手続開始の決定

### ○ 公告

建築基準法による道路の指定 (都市政策課)

## 規 則

### 和歌山県規則第103号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則(昭和47年和歌山県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条第2項」を「第10条第4項」に改める。

第10条中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

第14条第1項第6号中「法第52条第9項、第10項若しくは第13項」を「法第52条第10項、第11項若しくは第14項」に改める。

別記第9号様式第1面中「特殊建築物等調査資格者に関する講習」を「登録調査資格者講習」に、「法不適合」を「不適合」に改め、同様式第4面中「法不適合」を「不適合」に改める。

別記第10号様式第1面中「第12条第2項」を「第12条第3項」に、「建築設備検査資格者に関する講習」を「登録建築設備検査資格者講習」に、「法不適合」を「不適合」に改め、同様式第2面4ア中「建築設備検査資格者に関する講習」を「登録建築設備検査資格者講習」に改め、同面6ア中「法不適合」を「不適合」に改め、同面7ア中「建築設備検査資格者に関する講習」を「登録建築設備検査資格者講習」に改め、同面9ア中「法不適合」を「不適合」に改め、同面10ア中「建築設備検査資格者に関する講習」を「登録建築設備検査資格者講習」に改め、同面12ア中「法不適合」を「不適合」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第1349号

和歌山県総合防災情報システム整備工事及び運用保守業務の契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 落札者に係る物品の名称及び数量  
和歌山県総合防災情報システム整備工事及び運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県総務部危機管理局総合防災課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札を決定した日

平成17年8月2日

4 落札者の氏名及び所在地

日本電気株式会社  
東京都港区芝五丁目7番1号

5 落札金額

3,598,875,000円

(うち消費税及び地方消費税の額171,375,000円)

6 契約の相手を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成17年5月20日

和歌山県告示第1350号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次の

とおり告示する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
東薬20-17	勝浦オークワ薬局	東牟婁郡那智勝浦町朝日1-222-5	平成17.10.1

和歌山県告示第1351号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日
日訪7-17	医療法人平成会 森本医院	日高郡美浜町田井313番地1	医療法人平成会 訪問看護ステーションひまわり	日高郡美浜町田井313番地1	平成17.9.16

和歌山県告示第1352号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法

第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合は、申請者の名称)	住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)	法人の場合 にあつては、 代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3070104967	和歌山福祉企業組合	和歌山市新堺丁38	前田効多郎	ケアセンターふらくり丁	和歌山市新堺丁38	通所介護	平成17.10.1
3070104975	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6-1ゆめおおおかオフィスタワー16階	津久井督六	ツクイ和歌山神前	和歌山市神前246-1	通所介護	平成17.10.1
3070104983	ハーバー・エンタープライズ株式会社	和歌山市島橋東の丁1-11医療法人青松会河西田村病院1階	宮本保志	つるかめ庵東松江	和歌山市松江東四丁目8-19	通所介護	平成17.10.1
3070104991	和歌山生活協同組合	和歌山市府中477-1	木原一榮	デイサービスセンター・オレンジコープみのり紀伊	和歌山市弘西571	通所介護	平成17.10.1
3070105006	紀の国医療生活協同組合	和歌山市今福2丁目1-16	田中良示	デイサービスセンターしんぼり	和歌山市新堀東2丁目2-2紀の国医療福祉センター・ほっと生活館しんぼり	通所介護	平成17.10.1
3070105014	株式会社パソナスパークル	大阪府大阪市中央区瓦町4-2-14 瓦町ビル6F	田村啓一	よっといで園部	和歌山市園部1087-5	通所介護	平成17.10.1
3070105022	和歌山生活協同組合	和歌山市府中477-1	木原一榮	オレンジコープ介護付き住宅みのり紀伊	和歌山市弘西571	特定施設入所者生活介護	平成17.10.1
3070105030	特定非営利活動法人ケアネット和歌山	和歌山市和歌浦東2丁目4-85プレシオ・カーサ205号	和佐匡博	ケアショップ匠	和歌山市吉田323メゾンドール和歌山709	福祉用具貸与	平成17.10.1

3072200557	誠光ライフ株式会社	和歌山市砂山南1丁目2-21	谷関良昭	誠光ライフ株式会社田辺営業所	田辺市湊1370-7	福祉用具貸与	平成17.10.1
3071600633	ありだ農業協同組合	有田郡吉備町天満47-1	後安朗	J A ありだ福祉用具貸与事業所	有田郡吉備町天満47-1	福祉用具貸与	平成17.10.1

和歌山県告示第1353号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法

第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3070104959	株式会社家具ノ谷沢	和歌山市鷺ノ森西ノ丁25 株式会社家具ノ谷沢ビル	谷澤博司	さぎのもり	和歌山市鷺ノ森西ノ丁25 株式会社家具ノ谷沢ビル1階	居宅介護支援	平成17.10.1

和歌山県告示第1354号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンターオークワ南紀店  
和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号
- 意見の概要  
特になし
- 意見の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
新宮市経済観光部商工観光課(和歌山県新宮市春日1-1)  
東牟婁振興局県民行政部地域行政課(和歌山県新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成17年10月7日から平成17年11月7日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターコーナン和歌山中之島店  
和歌山市納定字西芝100-1他
- 意見の概要  
特になし
- 意見の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成17年10月7日から平成17年11月7日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1355号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項

和歌山県告示第1356号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、和歌山海区における区画漁業の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のように定める。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業の時期	漁場の区域	制限又は条件
和特区第754号	日高郡由良町大字衣奈地先	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町大字衣奈、通称カプト岩突端に設置した標識 ア 基点第139号から 332° -45' 840mの点 イ 基点第139号から 322° -00' 955mの点 ウ 基点第139号から 320° -30' 915mの点 エ 基点第139号から 331° -00' 795mの点	この区域内に1,000㎡を超えて生簀を敷設してはならない。

和歌山県知事 木村良樹

免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間
告示の日から3か月以内	告示の日から30日間	日高郡由良町大字衣奈及び大字三尾川	免許の日から平成20年8月31日まで

和歌山県告示第1357号

和歌山県漁業調整規則(昭和40年和歌山県規則第15号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 日時 平成17年10月25日(火)午前10時から
- 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30  
水産会館 地階 小会議室
- 被聴聞者
  - 氏名 橋本明義
  - 住所 有田郡湯浅町大字栖原738
  - 漁業許可 小型機船底びき網漁業
  - 許可番号 ワカ小型第705号
  - 許可船舶 漁船春日丸(WK2-3490)

和歌山県告示第1358号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年10月7日

1 審査の種類等

種類	内容	期日	場所
教習指導員審査(大型) 教習指導員審査(普通) 教習指導員審査(普自二) 教習指導員審査(大特) 教習指導員審査(牽引) 教習指導員審査(普通二種) 教習指導員審査(大型二種)	教習に関する技能及び知識	平成17年11月16日(水)から同年11月18日(金)までの3日間	和歌山市西1番地交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
技能検定員審査(大型) 技能検定員審査(普通) 技能検定員審査(普自二) 技能検定員審査(大特) 技能検定員審査(牽引) 技能検定員審査(普通二種) 技能検定員審査(大型二種)	技能検定に関する技能及び知識		

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 かつらぎ桃山線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
那賀郡桃山町大字黒川字岡ノ坂489番1地先から同町大字黒川字下井戸1316番地先まで	旧	3.10 ∧ 13.30	342.00	
同上	新	3.10 ∧ 13.30	342.00	
那賀郡桃山町大字黒川字岡ノ坂491番1地先から同町大字黒川字下井戸1316番地先まで	新	9.20 ∧ 98.77	301.60	

和歌山県告示第1359号

平成17年和歌山県告示第1358号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年10月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木村良樹

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第79号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成17年10月7日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

2 申請手続

(1) 申請の受付期間  
平成17年10月25日(火)から同年10月31日(月)までの毎日(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所  
和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書(申請場所です定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの)1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料  
12,550円を超えない範囲内において和歌山県使用料

及び手数料条例で定める額

イ 技能検定員審査手数料  
22,050円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先  
和歌山県警察本部交通部運転免許課  
(電話 073-473-0110 内線363)

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第5号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成17年9月26日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成17年10月7日

和歌山県収用委員会会長 森 薫 満

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類 一般国道42号改築工事「那智勝浦道路」

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地					土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人			備 考		
所 在 地 番	地 目		地 積(㎡)		取用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名		住 所	権 利 の 種 類
	登記簿	現 況	登記簿	実 測						氏 名		
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字川関字稲地ヶ谷地内	516番	山林	宅地	72	196.92	14.85	13.70	北山千代子	三重県南牟婁郡御浜町大字阿和田3264番地9(持分 1/3)	なし		
								居軒忠	居所不明 ただし、住民票記載住所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字川関516番地(持分 1/3)			
								居軒清	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地4丁目1番地17(持分 1/3)			

公 告

公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成17年10月7日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 名称

国道370号線

2 所在  
海南市野上中宇新田161番4地先から海南市沖野々字越前32番3地先まで

3 延長  
370メートル

4 幅員  
13.32メートルから21.93メートルまで